## 都市計画法開発許可制度便覧の改訂について

都市計画法開発許可制度便覧の一部を次のように改訂する。

頁	新	IΒ	備考
33頁	1-3 大規模既存集落(知事指定)内の分家住宅	1-3 大規模既存集落(知事指定)内の分家住宅	■改正理由
	<提案基準> <i></i>	<提案基準>	大和町の要望により区域の追
	以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。	以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。	加をするもの。
	1 申請する土地が、「独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であっ	1 申請する土地が、「独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であっ	
	て、当該都市計画区域に係る市街化区域における建築物の連たんの状況とほぼ同程度であるとして、知事	て、当該都市計画区域に係る市街化区域における建築物の連たんの状況とほぼ同程度であるとして、知事	
	が指定したもの」(以下「大規模既存集落」という。)の区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地	が指定したもの」(以下「大規模既存集落」という。)の区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地	
	又は当該区域と道路を挟んで面する土地であること。なお、基準時以後に取得した土地も対象となる。	又は当該区域と道路を挟んで面する土地であること。なお、基準時以後に取得した土地も対象となる。	
	「大規模既存集落」	「大規模既存集落」(昭和62年8月20日知事指定)	
	(昭和62年8月20日知事指定)		
	□ 石巻市 蛇田地区 □ 七ヶ浜町 花淵浜・代ヶ崎浜地区	□ 石巻市 蛇田地区 □ 七ヶ浜町 花淵浜・代ヶ崎浜地区	
	□ 名取市 高舘吉田地区 □ 大衡村 萱刈場、河原、座府、柧木、楳田地区	□ 名取市 高舘吉田地区 □ 大衡村 萱刈場、河原、座府、柧木、楳田地区	
	□ 名取市 愛島地区 □ 大衡村 大童、五反田、亀岡、野畑、四反田、京塚地区	□ 名取市 愛島地区 □ 大衡村 大童、五反田、亀岡、野畑、四反田、京塚地区	
	□ 岩沼市 三軒茶屋地区 □ 大衡村 平林、塩浪、松本、要害、竹ノ内、竹ノ沢地区	□ 岩沼市 三軒茶屋地区 □ 大衡村 平林、塩浪、松本、要害、竹ノ内、竹ノ沢地区	
	□ 松島町 品井沼地区 □ 東松島市(旧矢本町) 北赤井地区	□ 松島町 品井沼地区 □ 東松島市(旧矢本町) 北赤井地区	
	□ 七ヶ浜町 松ケ浜地区 □ 東松島市(旧鳴瀬町) 牛網・浜市地区	□ 七ヶ浜町 松ケ浜地区 □ 東松島市(旧鳴瀬町) 牛網・浜市地区	
	<u>(平成28年11月15日知事指定)</u>		
	□ 大和町 鶴巣地区		
	2 申請者は、次のいずれかに該当すること。	2 申請者は、次のいずれかに該当すること。	
	① 「本家(下記3)」、「当該本家に関連して許可を受けた分家(以下「許可を受けた分家」という。)」		
	又は「当該本家に関連して許可を受けることが可能だった分家(以下「許可を受けていない分家」と		
	いう。)」の世帯構成員として同居している者又は同居していた者で、本家又は分家住宅の世帯主と民		
	法第725条に規定する親族の関係にある者	法第725条に規定する親族の関係にある者	
	② 上記①に該当する者の配偶者又は配偶者となることが確実な者	② 上記①に該当する者の配偶者又は配偶者となることが確実な者	
		3 本家は、基準時以前から当該大規模既存集落内にあること。ただし、収用対象事業による建築物の移転	
	等の事情により基準時以後に当該大規模既存集落内に移転した場合は、この限りでない。	等の事情により基準時以後に当該大規模既存集落内に移転した場合は、この限りでない。	
		4 敷地面積は500㎡以内、延べ面積は280㎡以内であること。ただし、やむを得ない合理的な事情が	
	認められる場合は、この限りでない。 5 建築物の田冷は、白己の民代の田に供せる一戸建ての東田代字であること	認められる場合は、この限りでない。	
	5 建築物の用途は、自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅であること。 6 申請する理由が、結婚その他独立して世帯を構成する合理的事情があり、勤務地の適正さなど、必要性	5 建築物の用途は、自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅であること。 6 申請する理由が、結婚その他独立して世帯を構成する合理的事情があり、勤務地の適正さなど、必要性	
	り 中請りる理由が、結婚での他独立しく世帝を構成りる合理的争情があり、勤務地の適正さなど、必要性 及び確実性を有すること。	の 中請する理由が、結婚での他独立して世帯を構成する合理的事情があり、勤務地の適正さなど、必要性 及び確実性を有すること。	
	及い離来性を有すること。 7 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。	及い唯美性を有すること。 7 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。	
	7 同辺の工地利用に文庫を及ばさないこと。 8 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。	7 同辺の工地利用に文庫を及ばさないこと。 8 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。	
	<ul><li>申請する上地が展用地を含まない、又は展用地を含まないなることが確実しめること。</li><li>(注) 本提案基準に該当するとして許可された住宅について、親族が相続し居住することは、「大規模既</li></ul>	(注) 本提案基準に該当するとして許可された住宅について、親族が相続し居住することは、「大規模既	
	存集落内の分家住宅」の用途を逸脱しないものと認める。	存集落内の分家住宅」の用途を逸脱しないものと認める。	
	付来谷内の万家住七」の用述を匹配しないものと認める。 <報告基準>	付来谷的の万家住七」の用述を遮脱しないものと認める。   <b>&lt;報告基準&gt;</b>	
		以下のすべての要件に該当するものは、法第29条第1項又は法第43条第1項に基づいて許可し、直近の	
	の開発審査会に報告する。	の開発審査会に報告する。	
	1~3 上記提案基準に同じ。	1~3 上記提案基準に同じ。	
	4 敷地面積は500㎡以内、延べ面積は280㎡以内であること。	4 敷地面積は500㎡以内、延べ面積は280㎡以内であること。	
	T WEIGHT MAN WE MINISTED OF MINISTED OF MINISTED OF THE MINIST	- Wermington on month of milking on month of one of	1

5~8 上記提案基準に同じ。	5~8 上記提案基準に同じ。
(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針Ⅲ-7-1-(7)-② 平成13年 3月21日 第284回 平成19年 9月20日 第321回 平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行) 平成28年 9月21日 第372回 (平成28年11月15日施行)	(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 平成13年 3月21日 第284回 平成19年 9月20日 第321回 平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行))
1 - 4 大規模既存集落(知事指定)内の自己用住宅 <提案基準>	1-4 大規模既存集落(知事指定)内の自己用住宅
以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。 1 申請する土地が、大規模既存集落の区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地又は当該区域と道	以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。 1 申請する土地が、大規模既存集落の区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地又は当該区域と違
路を挟んで面する土地であること。 「大規模既存集落」	路を挟んで面する土地であること。
(昭和62年8月20日知事指定) □ 石巻市 蛇田地区 □ 七ヶ浜町 花淵浜・代ヶ崎浜地区 □ 名取市 高舘吉田地区 □ 大衡村 萱刈場、河原、座府、柧木、楳田地区 □ 名取市 愛島地区 □ 大衡村 大童、五反田、亀岡、野畑、四反田、京塚地区 □ 岩沼市 三軒茶屋地区 □ 大衡村 平林、塩浪、松本、要害、竹ノ内、竹ノ沢地区 □ 松島町 品井沼地区 □ 東松島市(旧矢本町) 北赤井地区 □ 七ヶ浜町 松ケ浜地区 □ 東松島市(旧鳴瀬町) 牛網・浜市地区 (平成28年11月15日知事指定) □ 大和町 鶴巣地区	□ 石巻市         蛇田地区         □ 七ヶ浜町         花淵浜・代ヶ崎浜地区           □ 名取市         高舘吉田地区         □ 大衡村         萱刈場、河原、座府、柧木、楳田地区           □ 名取市         愛島地区         □ 大衡村         大童、五反田、亀岡、野畑、四反田、京塚地区           □ 岩沼市         三軒茶屋地区         □ 大衡村         平林、塩浪、松本、要害、竹ノ内、竹ノ沢地区           □ 松島町         品井沼地区         □ 東松島市(旧矢本町)         北赤井地区           □ 七ヶ浜町         松ケ浜地区         □ 東松島市(旧鳴瀬町)         牛網・浜市地区
2 申請者及び申請する土地に関して、次の(1)又は(2)に該当すること。 (1) 申請者は、基準時以前から当該大規模既存集落内に生活の本拠を有する者であること。ただし、収用対象事業による建築物の移転等の事情により基準時以後に当該大規模既存集落内に移転した者は、この限りでない。申請する土地は、基準時以後に取得した土地も対象となる。 (2) 基準時以前から申請に係る土地を保有していた者であること。ただし、基準時以前から保有していた者から相続により取得した者も含む。 3 敷地面積は500㎡以内、延べ面積は280㎡以内であること。ただし、やむを得ない合理的事情が認められる場合は、この限りでない。 4 建築物の用途は、自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅であること。 5 申請する理由が、現在居住している住居について過密、狭小、被災、立退き、借家等の事情があり、社会通念に照らし、新規に建築することがやむを得ないと認められるものであること。 6 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。 7 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。	対象事業による建築物の移転等の事情により基準時以後に当該大規模既存集落内に移転した者は、この限りでない。申請する土地は、基準時以後に取得した土地も対象となる。  (2) 基準時以前から申請に係る土地を保有していた者であること。ただし、基準時以前から保有してい者から相続により取得した者も含む。  3 敷地面積は500㎡以内、延べ面積は280㎡以内であること。ただし、やむを得ない合理的事情がめられる場合は、この限りでない。  4 建築物の用途は、自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅であること。  5 申請する理由が、現在居住している住居について過密、狭小、被災、立退き、借家等の事情があり、会通念に照らし、新規に建築することがやむを得ないと認められるものであること。  6 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。  7 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。
(注) 本提案基準に該当するとして許可された住宅について、親族が相続し居住することは、「大規模既存集落内の自己用住宅」の用途を逸脱しないものと認める。	(注) 本提案基準に該当するとして許可された住宅について、親族が相続し居住することは、「大規模財 集落内の自己用住宅」の用途を逸脱しないものと認める。
以下のすべての要件に該当するものは、法第29条第1項又は法第43条第1項に基づいて許可し、直近の 開発審査会に報告する。	<報告基準> 以下のすべての要件に該当するものは、法第29条第1項又は法第43条第1項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。 1~2 上記提案基準に同じ

3 敷地面積は500㎡以内、延べ面積は280㎡以内であること。	3 敷地面積は500㎡以内、延べ面積は280㎡以内であること。
$4 \sim 7$ 上記提案基準に同じ	4~7 上記提案基準に同じ
(開発審査会) 平成10年 7月16日 第264回 (参考) 指針Ⅲ-7-1-(7)-①	(開発審査会) 平成10年 7月16日 第264回 (参考) 指針Ⅲ-7-1-(7)-①
平成13年 3月21日 第284回	平成13年 3月21日 第284回
平成19年 9月20日 第321回	平成19年 9月20日 第321回
平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行)	平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行)
平成28年 9月21日 第372回 (平成28年11月15日施行)	
1 - 6 大規模既存集落(知事指定)内の公営住宅	1 - 6 大規模既存集落(知事指定)内の公営住宅
<提案基準> <i>=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/</i>	〈提案基準〉 <i></i>
以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。	以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。
1 申請する土地が、大規模既存集落の区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地又は当該区域と道	1 申請する土地が、大規模既存集落の区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地又は当該区域と道
路を挟んで面する土地であること。なお、基準時以後に取得した土地も対象となる。	│ │ 路を挟んで面する土地であること。なお、基準時以後に取得した土地も対象となる。
「大規模既存集落」――――――――――――――――――――――――――――――――――――	│ │┌───────────────────────────────────
(昭和62年8月20日知事指定)	
□ 石巻市 蛇田地区 □ 七ヶ浜町 花淵浜・代ヶ崎浜地区	   □ 石巻市 蛇田地区 □ 七ヶ浜町 花淵浜・代ヶ崎浜地区
□ 名取市 高舘吉田地区 □ 大衡村 萱刈場、河原、座府、柧木、楳田地区	□ 名取市 高舘吉田地区 □ 大衡村 萱刈場、河原、座府、柧木、楳田地区
□ 名取市 愛島地区 □ 大衡村 大童、五反田、亀岡、野畑、四反田、京塚地区	□ 名取市 愛島地区 □ 大衡村 大童、五反田、亀岡、野畑、四反田、京塚地区
□ 岩沼市 三軒茶屋地区 □ 大衡村 平林、塩浪、松本、要害、竹ノ内、竹ノ沢地区	□ 岩沼市 三軒茶屋地区 □ 大衡村 平林、塩浪、松本、要害、竹ノ内、竹ノ沢地区
□ 松島町 品井沼地区 □ 東松島市(旧矢本町) 北赤井地区	□ 松島町 品井沼地区 □ 東松島市(旧矢本町) 北赤井地区
□ 七ヶ浜町 松ケ浜地区 □ 東松島市(旧鳴瀬町) 牛網・浜市地区 □ (てずっょう) ・ 「 「 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□ 七ヶ浜町 松ケ浜地区 □ 東松島市(旧鳴瀬町) 牛網・浜市地区
<u>(平成28年11月15日知事指定)</u>	
□ 大和町 <u>鶴巣地区</u> □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
2 申請する目的が公営住宅の建設で、主として当該大規模既存集落内に居住する者の入居を想定したもの	2 申請する目的が公営住宅の建設で、主として当該大規模既存集落内に居住する者の入居を想定したもの
であること。	であること。
3 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。	3 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
4 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。	4 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。
(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針Ⅲ-7-1-(7)-④	(開発審査会)平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針Ⅲ-7-1-(7)-④
平成19年 9月20日 第321回	平成19年 9月20日 第321回
平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行)	平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行)
平成28年 9月21日 第372回 (平成28年11月15日施行)	
2-2 大規模既存集落(知事指定)内の小規模な工場等	2-2 大規模既存集落(知事指定)内の小規模な工場等
<提案基準> <i></i>	〈提案基準〉 <i>-/-/-/-/-/-/-/-/-/-/-/-/-/-/-/-/-/-/-/</i>
以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。	以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。
	  1 申請する土地が、大規模既存集落の区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地又は当該区域と道
1 申請する土地が、大規模既存集落の区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地又は当該区域と道	
	路を挟んで面する土地であること。なお、基準時以後に取得した土地も対象となる。
1 申請する土地が、大規模既存集落の区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地又は当該区域と道路を挟んで面する土地であること。なお、基準時以後に取得した土地も対象となる。	路を挟んで面する土地であること。なお、基準時以後に取得した土地も対象となる。
1 申請する土地が、大規模既存集落の区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地又は当該区域と道路を挟んで面する土地であること。なお、基準時以後に取得した土地も対象となる。 「大規模既存集落」	
1 申請する土地が、大規模既存集落の区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地又は当該区域と道路を挟んで面する土地であること。なお、基準時以後に取得した土地も対象となる。 「大規模既存集落」 (昭和62年8月20日知事指定)	路を挟んで面する土地であること。なお、基準時以後に取得した土地も対象となる。 「大規模既存集落」(昭和62年8月20日知事指定)
1 申請する土地が、大規模既存集落の区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地又は当該区域と道路を挟んで面する土地であること。なお、基準時以後に取得した土地も対象となる。 「大規模既存集落」	路を挟んで面する土地であること。なお、基準時以後に取得した土地も対象となる。

□ 岩沼市 三軒茶屋地区 □ 大衡村 平林、塩浪、松本、要害、竹ノ内、竹ノ沢地区	□ 岩沼市 三軒茶屋地区 □ 大衡村 平林、塩浪、松本、要害、竹ノ内、竹ノ沢地区
□ 松島町 品井沼地区 □ 東松島市(旧矢本町) 北赤井地区	□ 松島町 品井沼地区 □ 東松島市(旧矢本町) 北赤井地区
□ 七ヶ浜町 松ケ浜地区 □ 東松島市(旧鳴瀬町) 牛網・浜市地区	□ 七ヶ浜町 松ケ浜地区 □ 東松島市(旧鳴瀬町) 牛網・浜市地区
(平成28年11月15日知事指定)	
□ 大和町 鶴巣地区	
2 申請者は、基準時以前から当該大規模既存集落内に生活の本拠を有する者であること。ただし、収用対	2 申請者は、基準時以前から当該大規模既存集落内に生活の本拠を有する者であること。ただし、収用対
象事業による建築物の移転等の事情により基準時以後に当該大規模既存集落内に移転した場合は、この限	象事業による建築物の移転等の事情により基準時以後に当該大規模既存集落内に移転した場合は、この限
りでない。	りでない。
3 敷地面積が1、000㎡以内であること。また、店舗の場合は延べ面積が500㎡以内であること。	3 敷地面積が1、000㎡以内であること。また、店舗の場合は延べ面積が500㎡以内であること。
4 建築物の用途は、工場、事務所又は店舗であり、自己の業務の用に供するものであること。	4 建築物の用途は、工場、事務所又は店舗であり、自己の業務の用に供するものであること。
5 申請する理由が、自己の生計を維持するために必要とするものであって、その経営形態、運営管理上の	5 申請する理由が、自己の生計を維持するために必要とするものであって、その経営形態、運営管理上の
観点から当該大規模既存集落において建築することがやむを得ないと認められるものであること。この場	観点から当該大規模既存集落において建築することがやむを得ないと認められるものであること。この場
合において、「自己の生計を維持するため」とは、定年、退職等の事情がある場合等社会通念に照らし、	合において、「自己の生計を維持するため」とは、定年、退職等の事情がある場合等社会通念に照らし、
新規に事業を営むことがやむを得ないと認められる場合であること。	新規に事業を営むことがやむを得ないと認められる場合であること。
6 周辺における土地利用と調和のとれたものであること。	6 周辺における土地利用と調和のとれたものであること。
7 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。	7 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。
(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針Ⅲ-7-1-(7)-③	(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針Ⅲ-7-1-(7)-③
平成19年 9月20日 第321回	平成19年 9月20日 第321回
平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行)	平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行)
平成28年 9月21日 第372回 (平成28年11月15日施行)	

この都市計画法開発許可制度便覧は、平成28年11月15日から施行する。